

岐阜市行政第18-5号

平成18年4月5日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 榊原 秀訓

公文書公開請求に対する非公開処分及び保有個人情報開示請求
に対する拒否処分に関しての不服申立てについて（答申）

下記により諮問のあった岐阜市長が行った公文書公開請求に対する非公開処分及び保有個人情報開示請求に対する拒否処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

記

1 諮問事項

- (1) 平成17年6月21日付け岐阜市民国第332号
保有個人情報開示請求に対する拒否処分の妥当性について
- (2) 平成17年8月23日付け岐阜市民国第718号
公文書公開請求に対する非公開処分の妥当性について
- (3) 平成17年6月30日付け岐阜市経市第109号
保有個人情報開示請求に対する拒否処分の妥当性について
- (4) 平成17年8月12日付け岐阜市経市第177-2号
保有個人情報開示請求に対する拒否処分の妥当性について

担当 行政管理部行政室法規グループ

答 申

第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が次の表の「2請求公文書」の欄に掲げる公文書についてのそれぞれ「1請求区分」の欄の請求に対する「3文書番号」の欄の文書により行った「4決定」の欄の処分は、妥当である。

1 請求区分	2 請求公文書	3 文書番号	4 決定
保有個人情報開示請求	(1) 平成2年度～平成7年度の国民健康保険被保険者賦課状況一覧表 (2) 平成12年度以前の還付金に関する収納履歴	平成17年6月6日付け岐阜市民国第243号	拒否（非開示）
保有個人情報開示請求	(1) 平成3年度～平成8年度の市県民税課税台帳 (2) 平成3年度～平成8年度及び平成14年度～平成16年度の名寄徴収簿、普通徴収簿、過誤納金一覧及び還付充当情報	平成17年6月3日付け岐阜市経市第48号	拒否（非開示）
保有個人情報開示請求	(1) 平成8年度以前の市県民税課税台帳、普通徴収簿及び還付充当情報 (2) 平成14年度～平成16年度の普通徴収簿及び還付充当情報	平成17年6月20日付け岐阜市経市第64号	拒否（非開示）
公文書公開請求	平成4年度～平成16年度までの岐阜市国民健康保険被保険者について所得階層別・家族構成別の (1) 市民税賦課額の分かるもの (2) 国民健康保険料賦課額の分かるもの	平成17年8月9日付け岐阜市民国第615号	非公開

第2 不服申立人の主張の要旨

1 不服申立ての趣旨

実施機関が平成17年6月6日付け岐阜市民国第243号、平成17年6月3日付け岐阜市経市第48号及び平成17年6月20日付け岐阜市経市第64号で行った拒否処分並びに平成17年8月9日付け岐阜市民国第615号で行った非公開処分は、取り消すべきである。

2 不服申立ての理由の要旨

不服申立人の主張する不服申立ての理由は、次のとおりである。

(1) 民法第174条は、確定債権の時効を10年と定めており、請求した書類は、その年限に達していないので、廃棄処分をしているならば、法の規

定を無視した対応である。

- (2) 平成7年度以前の情報が分かる書類（収納状況一覧表）を公開しており、他の書類も存在するはずである。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 平成17年6月6日付け岐阜市民国第243号の拒否処分の対象文書（以下「国保賦課文書」という。）について
- ア 国民健康保険被保険者の賦課状況一覧表は、平成7年度分以前のもものは既に廃棄処分しており存在しない。また、還付金に関する収納履歴も平成12年度以前のものについて保存がされていない。
 - イ 不服申立人から別途平成4年度から平成7年度までの国民健康保険料の賦課額が分かるものの請求に対しては、賦課状況一覧表は存在しなかったが、平成5年度から平成7年度までの収納状況一覧表が存在したため開示請求に対して承諾の決定を行った。
 - ウ 国民健康保険料についての時効は、2年である。
 - エ 国民健康保険料の資格、賦課及び収納業務に関する文書について実施機関が定める文書分類表による保存期間は、交付要求に係るものを除きそれぞれ5年以内の年限を定めている。
 - オ 文書分類表による保存期間の規定にかかわらず、一部の文書について当該保存期間を超えて保存していることがあるが、その場合においては、開示請求があれば承諾を行っている。
- (2) 平成17年6月3日付け岐阜市経市第48号及び平成17年6月20日付け岐阜市経市第64号の拒否処分の対象文書（以下「市民税賦課文書」という。）について
- ア 不服申立人は、平成2年に岐阜市に転入し、平成16年に転出しているため、平成2年度以前及び平成17年度の市民税に係る課税権がないので、それらに係る賦課資料は存在しない。
 - イ 平成8年度以前の市民税課税台帳、普通徴収簿及び還付充当情報は、文書保存年限を経過し廃棄したため存在しない。
 - ウ 平成14年度から平成16年度までは非課税のため普通徴収簿及び還付充当情報は存在しない。
 - エ 実施機関が定める文書保存表による保存年限は、市県民税課税台帳は7年、収入台帳（普通徴収簿）、還付調書・充当調書（還付充当情報）は5年である。
- (3) 平成17年8月9日付け岐阜市民国第615号の非公開決定の対象文書（以下「国保統計文書」という。）について
- ア 不服申立人からの請求に合致する公文書は、存在しない。
 - イ 別途不服申立人からの請求により平成17年7月21日付け岐阜市民国第532号及び同第538号で公開した文書が、請求内容の趣旨に最も近い

ものである。

第4 当審査会の判断

1 文書の存否

(1) 国保賦課文書及び市民税賦課文書について

不服申立人は、請求に係る文書が存在する理由として民法の規定による時効の年限を主張するが、国民健康保険料については、国民健康保険法第110条の規定により保険料を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利の消滅時効は2年と、市民税については、地方税法第18条の規定により地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利及び同法第18条の3の規定により地方団体の徴収金の過誤納により生ずる地方団体に対する請求権及び還付金に係る地方団体に対する請求権の消滅時効は、5年と定められている。

また、国保賦課文書及び市民税賦課文書についての実施機関が述べた保存年限は、実施機関が定める文書分類表の保存期間によっていることが確認できる。

不服申立人は、別の開示請求により実施機関が平成7年度以前の収納状況一覧表を開示しており、他の書類も存在すると主張するが、実施機関は、国民健康保険料については、例外的に一部の情報について文書分類表の保存期間を超え現に別のファイルの形で保有・管理しているものもあり、それらの情報に関して開示請求があれば、承諾（開示）決定を行うものの、拒否（非開示）を行ったものについては、保有していないと主張する。

当審査会としては、実施機関が原則的に法による時効期限も考慮して自ら定める文書分類表の保存期間に従い文書を廃棄処分に行っていると説明することは不自然ではなく、例外的に保存年限を超えて保存されている情報が存在することを理由に、不服申立人が開示を請求する国保賦課文書及び市民税賦課文書が存在するとは判断できない。

(2) 国保統計文書について

実施機関は、不服申立人が公開請求した国保統計文書を作成しておらず、別途不服申立人からの請求により平成17年7月21日付け岐阜市民国第532号及び同第538号で公開した文書が、請求内容の趣旨に最も近いものであると主張する。一方不服申立人は、公開請求する国保統計文書が存在する根拠、理由等又はそれをうかがわせることを述べてはいない。ゆえに当審査会としては、国保統計文書が存在すると判断することはできない。

2 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

第5 審査会の審査経緯等

国保賦課文書関係

平成17年 5月25日 保有個人情報開示請求
6月 6日 実施機関の開示拒否決定
6月14日 不服申立て
6月21日 諮問
7月25日 実施機関に陳述書の提出依頼
7月29日 陳述書提出

市民税賦課文書関係 (平成17年6月3日付け岐阜市経市第48号による拒否処分分)

平成17年 5月21日 保有個人情報開示請求
6月 3日 実施機関の開示拒否決定
6月14日 不服申立て
6月30日 諮問
7月25日 実施機関に陳述書の提出依頼
8月 4日 陳述書提出

市民税賦課文書関係 (平成17年6月20日付け岐阜市経市第64号による拒否処分分)

平成17年 6月 2日 保有個人情報開示請求
6月20日 実施機関の開示拒否決定
8月 5日 不服申立て
8月12日 諮問
9月 1日 実施機関に陳述書の提出依頼
9月 9日 陳述書提出

国保統計文書関係

平成17年 7月29日 公文書公開請求
8月 9日 実施機関の非公開決定
8月15日 不服申立て
8月23日 諮問
9月 1日 実施機関に陳述書の提出依頼
9月12日 陳述書提出

以下 ~ を一緒に

9月20日 陳述書の写しを不服申立人に送付
12月 2日 審査会開催。実施機関から意見聴取
平成18年 1月20日 審査会開催
2月23日 審査会開催
4月 5日 審査会開催。答申